

阿賀野市条例第14号

阿賀野市都市公園条例の一部を改正する条例

阿賀野市都市公園条例（平成16年阿賀野市条例第173号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

道の駅あがの	阿賀野市窪川原553番2
--------	--------------

別表第2に次のように加える。

道の駅あがの	指定管理施設
--------	--------

別表第3に次のように加える。

道の駅あがの	指定管理施設を除くすべての施設
--------	-----------------

別表第5中

「2 瓢湖水きん公園

（単位：円）

使用時間 施設名	午前	午後	夜間	全日
	8:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 21:00	8:00～ 21:00
野外ステージ	500	500	1,000	2,000

注 入場料等を徴収する場合は、3倍増とする。

を

「2 瓢湖水きん公園

（単位：円）

使用時間 施設名	午前	午後	夜間	全日
	8:00～ 12:00	13:00～ 17:00	18:00～ 21:00	8:00～ 21:00
野外ステージ	500	500	1,000	2,000

注 入場料等を徴収する場合は、3倍増とする。

3 道の駅あがの

使用料は、阿賀野市道の駅の設置及び管理に関する条例（令和元年阿賀野市条例第25号）に定めるところによる。

に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。